◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新宿駅新南口ビル（仮称）他新築

⑶　工事場所　東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目24番地他

⑷　工事概要

・地上／鉄骨造、地下／鉄骨鉄筋コンクリート造　地上33階　地下２階建、延床面積約110,000㎡

詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下合わせて「仕様書等」という。）のとおり。

⑸　工期　平成28年５月31日まで

⑹　使用開始時期　平成28年４月１日

⑺　使用する主要な資材　コンクリート約38,000㎥、鉄骨約26,000ｔ、鉄筋約5,000ｔ、板ガラス約47,000㎡

⑻　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。

⑼　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。

⑽　工事期間中は、営業線、列車運行並びに旅客の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。

⑾　本工事は、国土交通省と東日本旅客鉄道株式会社が施行している新宿駅交通結節点整備（以下「交通結節点整備」という。）に隣接した工事である。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、当該工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。また、当該工事により本工事の現場着手可能日が変更となる場合がある。その際は監督員と協議するものとする。

⑿　国道20号及び都営地下鉄新宿線のシールドと近接しているため、関係当局との事前協議により、必要な調査及び手続きを行うこと。

⒀　本工事に関係する電気設備工事及び店舗関連工事は別途発注とする。これらの工事担当者と連絡調整を取り、本工事を進めること。

⒁　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。また、現場着手前に説明会を行うこととし、その費用は請負者の負担とすること。

⒂　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。

⒃　本工事は、既設の線路及び駅舎に近接する工事である。また、軌道近接位置での掘削土留工を要し、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル」（財団法人鉄道総合技術研究所・平成19年１月発行）で定義される近接区分影響範囲Ⅲ「要対策範囲」の対象となる軌道変状のおそれを伴う工事である。

⒄　本工事は、事務所及び店舗からなる複合ビルの新築工事であり、当該複合ビルの建物価値向上及びテナントからの要望等により、契約締結後に仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　単体の場合は、ア）、イ）及びウ）の全ての施工実績を有すること。

共同企業体の場合は、共同企業体の代表者又は構成員によりア）、イ）及びウ）の全ての施工実績を有することとし、かつ共同企業体の代表者はア）及びイ）の施工実績を有すること。

ア）階数地上20階以上、延床面積55,000㎡以上の各条件をすべて満たす複合ビル、事務所ビル又は商業ビルの新築工事（ただし、いずれの工事であっても商業用途の空間を含む工事に限る。）

イ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事

ウ）軌道内又は鉄道営業線近接工事での掘削土留工を含む工事

ただし、上記ア）、イ）及びウ）は別々の工事でもよい。

②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積25,000㎡以上の複合ビル、事務所ビル又は商業ビルの新築工事（ただし、いずれの工事であっても商業用途の空間を含む工事に限る。）の施工実績を有すること。

⑹　単体の場合は、次の①の基準を満たす専任の監理技術者、②の基準を満たす工事管理者１及び③の基準を満たす工事管理者２を本工事に配置できること。共同企業体の場合、共同企業体の代表者は、次の①の基準を満たす専任の監理技術者及び②の基準を満たす工事管理者１を本工事に配置できることとし、かつ、共同企業体の代表者又は構成員により、③の基準を満たす工事管理者２を配置できること。

①　監理技術者　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

②　工事管理者１　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。

③　工事管理者２　平成14年度以降に、完成・引渡しが完了した上記⑸①ウ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、施工管理を行う技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。なお、この工事管理者２の配置期間は、施工計画等の準備期間を含め仕様書等に示すオイルタンク工事に関わる期間とする。

また、上記⑹②の工事管理者１が、平成14年度以降に、完成・引渡しが完了した上記⑸①ウ）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、施工管理を行う技術者としての施工経験を１年以上有するものである場合は、この工事管理者２は配置しなくてもよい。

④　その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者１にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、工事管理者２については、入札参加者が上記⑹③を満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できない場合であって、上記⑹③と同等以上の者を必要な期間において確実に配置できる場合においては、その旨を確認することができる資料を求めた上で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にない者の配置を認めることがある。

⑺　本工事に係る設計業務の受託者又はコンストラクションマネジメント業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）